

公表監第8号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査（土木局）並びに同条第7項の規定による財政援助団体監査（公益財団法人 西宮市大谷記念美術館）、出資団体監査（西宮市土地開発公社）及び指定管理者監査（奥アンツーカ株式会社）を実施したので、同条第9項の規定に従い、別紙のとおり公表します。

平成27年11月20日

西宮市監査委員	亀井	健
同	鈴木	雅一
同	河崎	はじめ
同	杉山	たかのり

## 目 次

### 財政援助団体監査結果報告

#### 公益財団法人 西宮市大谷記念美術館

第1	監 査 の 対 象	14 - 2
第2	監査の期間及び方法	14 - 2
第3	監 査 の 結 果	14 - 2
1	大谷記念美術館の概要	14 - 2
2	大谷記念美術館の事業の実施状況等	14 - 4
3	市 補 助 金	14 - 6
4	事務処理等の状況	14 - 9
5	む す び	14 -10

### 凡 例

- 1 各表中の符号は、次のとおりです。  
「0」「0.0」は、0または単位未満のもの。  
「△」は、減少・低下。  
「-」は、算出不能・不要。
- 2 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 3 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 4 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中及び表中の元号表記のうち、「平成」は省略しています。

西宮市監査委員	亀 井 健
同	鈴木 雅 一
同	河 崎 はじめ
同	杉 山 たかのり

財 政 援 助 団 体 監 査 結 果 報 告  
(公益財団法人 西宮市大谷記念美術館)

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体監査を行った結果は次のとおりですので、同条第9項の規定に従い報告します。

# 財政援助団体監査結果報告書

## 第1 監査の対象

公益財団法人西宮市大谷記念美術館（以下「大谷記念美術館」という。）が、「公益財団法人西宮市大谷記念美術館管理運営補助金交付要綱（以下「運営補助金交付要綱」という。）」及び「公益財団法人西宮市大谷記念美術館施設改修補助金交付要綱（以下「改修補助金交付要綱」という。）」に基づいて交付を受けた次の補助金にかかる出納その他の事務のうち、主として平成26年4月1日から27年3月31日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、大谷記念美術館及び所管部局提出の直近の数値を用いるよう努めました。

公益財団法人西宮市大谷記念美術館管理運営補助金	129,700,000 円
公益財団法人西宮市大谷記念美術館施設改修補助金	24,615,000 円

## 第2 監査の期間及び方法

平成27年8月26日から事務局監査に入り、同年10月21日には大谷記念美術館及び市民文化局関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

## 第3 監査の結果

次のとおりです。

### 1 大谷記念美術館の概要

大谷記念美術館は、故大谷竹次郎氏から西宮市に寄贈された土地、建物、美術作品を広く一般に公開するため、昭和47年5月31日に財団法人として設立され、平成25年4月1日に公益財団法人に移行しています。日本近代洋画、近代日本画、フランス近代絵画を中心とした当初のコレクションに加えて、阪神間を中心とする地元作家の作品や版画の収集にも努め、現在では1,100点以上の美術作品を所蔵しています。大谷美術館の位置は西宮市中浜町4番38号となっています。

### (1) 設立の目的

大谷記念美術館定款第3条で「この法人は、古今内外の美術品の収集・保管及び公開を行うとともに、美術に関する研究調査を行い、もって市民文化の向上に資することを目的とする。」としています。

### (2) 組織の概要

大谷記念美術館の組織(27年8月1日現在)は、6名の評議員で構成する評議員会、6名の理事(理事長を含む)で構成する理事会、監事2名で構成されています。

美術館職員は、館長1名、副館長1名、学芸員4名、事務局職員は、事務局長1名、事務員2名で、副館長と事務局長は兼務となっています。

### (3) 所蔵美術工芸品

大谷記念美術館が所蔵する美術品・工芸品は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分		点 数	金 額	
I 類(基本財産)	美術品	洋画	579	686,018
		版画	129	30,479
		日本画	122	260,060
		彫塑	82	68,455
		書蹟	4	80
		その他美術品	101	2,296
	小 計	1,017	1,047,388	
	工芸品	101	46,535	
	合 計	1,118	1,093,923	
II 類(その他固定資産)	美術品	62	11,475	
	工芸品	12	5,890	
	合 計	74	17,365	
総 計		1,192	1,111,288	

注 27年3月31日現在

### (4) 施設の概要

大谷記念美術館が所有する土地・建物は、次のとおりです。なお、建物の敷地(7,987.99㎡)については、西宮市から無償借受けしています。

土地	東駐車場(美術館専用)	433.52 ㎡
建物	美術館本館	4,249.31 ㎡
	附属建物	251.83 ㎡

注 27年3月31日現在

駐車場収容台数は、美術館専用の東駐車場 15 台、教育文化センターと共用の西駐車場(市所有)31 台で、ボローニャ国際絵本原画展など入館者の多い展覧会の開催日には国道 43 号上に駐車待ちの車が並び交通を阻害している状況にあり、また近隣の住民にも迷惑をかけていることから、駐車場の確保が課題となっています。

## 2 大谷記念美術館の事業の実施状況等

### (1) 事業の概要

26 年度における主な事業の実施状況は、次のとおりです。

#### ア 公益目的事業

##### (ア) 展覧会の開催

(単位：人)

展覧会名	期 間	日数	入館者数
コレクションにみる洋画の時代展	4 月 5 日～5 月 25 日	44	3, 222
杉浦康益展 陶の博物誌－自然をつくる	6 月 7 日～8 月 3 日	50	4, 514
2014 イタリア・ボローニャ国際絵本原画展	8 月 23 日～9 月 28 日	32	28, 963
SIMONDOLL 四谷シモン展	10 月 11 日～11 月 30 日	44	12, 807
雪景色の系譜展 その表現の歩み 近世から近代まで	1 月 2 日～2 月 8 日	33	5, 379
空想と写真展 新収蔵作品を中心に	2 月 21 日～3 月 22 日	26	1, 092
合 計		229	55, 977

関連事業として、講演会・アーティストトーク 10 回、ギャラリートーク 6 回、ワークショップ 1 回、ミュージアム・コンサート 4 回を開催したほか、小学校図工科の鑑賞教育活動に協力しています。また、4 点の作品を新たに受贈しています。

##### (イ) 美術に関する調査研究・資料収集事業

全国各美術館で開催された展覧会図録を収集するとともに、美術館ニュースを発行しています。

##### (ウ) 美術に関する創造活動の支援及び専門的人材の育成事業

博物館実習で 6 大学から受入れた 6 人の学生を指導しています。

#### イ 法人運営

理事会を 4 回、評議員会を 2 回開催しています。

## (2) 決算の状況

26年度決算の状況は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	26年度	25年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	4,676,927	5,145,649	△468,722
②特定資産運用益	177,271	177,823	△552
③事業収益	31,547,152	25,620,439	5,926,713
入館料収益	19,600,488	15,988,645	3,611,843
出版物販売収益	8,022,885	6,703,310	1,319,575
雑収益	3,923,779	2,928,484	995,295
④受取補助金等	189,415,766	195,437,509	△6,021,743
受取市運営補助金	129,700,000	129,700,000	0
受取市施設改修補助金	24,615,000	25,000,000	△385,000
受取施設整備事業補助金振替額	35,100,766	40,737,509	△5,636,743
⑤受取寄付金等	11,153,450	11,877,161	△723,711
受取寄付金等振替額	11,153,450	11,377,161	△223,711
受取寄付金	0	500,000	△500,000
⑥雑収益	170,600	759,977	△589,377
経常収益計	237,141,166	239,018,558	△1,877,392
(2) 経常費用			
①事業費	230,108,529	218,906,092	11,202,437
②管理費	20,490,017	20,400,835	89,182
経常費用計	250,598,546	239,306,927	11,291,619
当期経常増減額	△13,457,380	△288,369	△13,169,011
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	1,419,178	△1,419,178
当期経常外増減額	0	△1,419,178	1,419,178
当期一般正味財産増減額	△13,457,380	△1,707,547	△11,749,833
一般正味財産期首残高	462,815,039	464,522,586	△1,707,547
一般正味財産期末残高	449,357,659	462,815,039	△13,457,380
II 指定正味財産増減の部			
①受取寄付金	0	500,000	△500,000
②固定資産受贈益	8,300,000	2,300,000	6,000,000
③一般正味財産への振替額	△46,254,216	△52,614,670	6,360,454
当期指定正味財産増減額	△37,954,216	△49,814,670	11,860,454
指定正味財産期首残高	2,755,927,209	2,805,741,879	△49,814,670
指定正味財産期末残高	2,717,972,993	2,755,927,209	△37,954,216
III 正味財産期末残高	3,167,330,652	3,218,742,248	△51,411,596

### 3 市 補 助 金

(1) 公益財団法人西宮市大谷記念美術館管理運営補助金(以下「運営補助金」という。)

補助金等の取扱いに関する規則(以下「補助金取扱い規則」という。)及び運営補助金交付要綱に基づいて、補助金が交付されています。

#### ア 運営補助金の目的

運営補助金交付要綱第1条で「この補助金は、公益財団法人西宮市大谷記念美術館(以下「財団」という。)が行う芸術文化事業等に要する経費について西宮市が補助することにより、芸術文化事業等の促進を図るとともに、市民の芸術文化の意識の向上に寄与することを目的とする。」としています。

#### イ 運営補助金の対象事業及び交付額

##### (ア) 対象事業

第2条で「この要綱において、芸術文化事業等とは、財団が行う次の事業をいう。

(1) 美術品の展覧及び閲覧事業 (2) 美術品及び美術に関する調査研究等事業 (3) 施設の管理運営事業 (4) 施設の整備事業 (5) その他目的を達成するため必要な事業

2 補助金は、財団の人件費に優先的に充当するものとする。」としています。

##### (イ) 交付額

第3条で「市長は、予算の範囲内において、財団の芸術文化事業等に要する経費の全部又は一部について、補助金等の取扱いに関する規則の定めるところにより補助金を交付する。」としています。

#### ウ 運営補助金の申請、交付

(ア) 交付申請から交付までの状況は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	交付申請日 申請額	交付決定日 決定額	交付請求日 請求額	交付日 交付額
運営補助金	26. 4. 3 130,000,000	26. 4. 24 130,000,000	26. 4. 24 22,000,000	26. 4. 30 22,000,000
			26. 6. 2 22,000,000	26. 6. 25 22,000,000
			26. 8. 1 22,000,000	26. 8. 25 22,000,000
			26. 10. 2 22,000,000	26. 10. 27 22,000,000
			26. 12. 1 22,000,000	26. 12. 25 22,000,000
			27. 2. 2 20,000,000	27. 2. 25 20,000,000

(イ) 大谷記念美術館の収入状況は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	受入口座	収入年月日	金 額
運営補助金	公益財団法人西宮市大谷記念美術館理事長名義	26. 4. 30	22,000,000
		26. 6. 25	22,000,000
		26. 8. 25	22,000,000
		26. 10. 27	22,000,000
		26. 12. 25	22,000,000
		27. 2. 25	20,000,000

市の支払日と同日に口座振込の方法で収入されています。

#### エ 運営補助金の実績報告

27年5月15日に実績報告書が市に提出されています。また、実績報告書に基づき、同月21日に確定通知書と300,000円の返還命令書が大谷記念美術館に交付され、300,000円が市に返還されています。

補助金の精算状況は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	交付確定額 (A)	交付済額 (B)	返還額 (B)-(A)	返還年月日
運営補助金	129,700,000	130,000,000	300,000	27. 5. 21

大谷記念美術館では入館者数の増や経費の削減等により収支の改善を図っていますが、26年度は正味財産増減計算書の当期一般正味財産増減額がマイナス1,345万円、資金収支計算書の当期収支差額がマイナス907万円となっています。26年度は30万円を市に返還していますが、事業費に充当してもよいように思われます。

#### (2) 公益財団法人西宮市大谷記念美術館施設改修補助金(以下「改修補助金」という。)

大谷記念美術館は増改築後20年以上経過して施設・設備の老朽化が著しく、その改修工事に膨大な経費が必要なことから、25年度より補助金取扱い規則及び改修補助金交付要綱に基づいて補助金が交付されています。

##### ア 改修補助金の目的

改修補助金交付要綱第1条で「この補助金は、公益財団法人西宮市大谷記念美術館(以下「財団」という。)が行う施設改修工事等に要する経費について西宮市が補助することによって、西宮市大谷記念美術館が施設の安定的な管理運営と収蔵美術品の保存等を図り、市民の芸術文化の振興に資することを目的とする。」としています。

## イ 改修補助金の対象事業及び交付額

### (ア) 対象事業

第2条で「この要綱において、補助の対象となる事業は、財団が行う施設の新築、増築、改修及び修繕事業(以下「新築事業等」という。)並びに新築事業等に附帯する事業とする。」としています。

### (イ) 交付額

第3条で「市長は、予算の範囲内において、財団の新築事業等に要する経費の全部又は一部について、補助金等の取扱いに関する規則の定めるところにより補助金を交付する。」としています。

## ウ 改修補助金の申請、交付

(ア) 交付申請から交付までの状況は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	交付申請日	交付決定日	交付請求日	交付日
	申請額	決定額	請求額	交付額
改修補助金	26. 4. 3	26. 4. 24	26. 5. 2	26. 5. 26
	24, 615, 000	24, 615, 000	10, 000, 000	10, 000, 000
			26. 8. 1	26. 8. 25
		14, 615, 000	14, 615, 000	

(イ) 大谷記念美術館の収入状況は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	受入口座	収入年月日	金 額
改修補助金	公益財団法人西宮市大谷記念美術館理事長名義	26. 5. 26	10, 000, 000
		26. 8. 25	14, 615, 000

市の支払日と同日に口座振込の方法で収入されています。

## エ 改修補助金の実績報告

27年5月15日に実績報告書が市に提出されています。また、同月21日に確定通知書が大谷記念美術館に交付されています。

補助金の精算状況は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	交付確定額 (A)	交付済額 (B)	返還額 (B)-(A)	返還年月日
改修補助金	24, 615, 000	24, 615, 000	0	—

### (3) 市補助金の充当状況

26年度市補助金の充当状況は、次のとおりです。

(単位:円)

科 目	経常費用 (決算額)	市補助金充当額	
		運営補助金	改修補助金
人件費(役員報酬、職員報酬、給料手当、諸手当、臨時雇賃金、退職給付費用、福利厚生費)	52,687,039	52,687,039	0
減価償却費	52,680,758	0	0
修繕費	864,301	0	0
施設補修工事費(庭園改修工事、屋上防水改修他工事、ハロゲン化物消火設備改修工事、便器取替工事、その他工事)	31,327,106	0	24,615,000
上記以外の事業費・管理費	113,039,342	77,012,961	0
合 計	250,598,546	129,700,000	24,615,000

#### 4 事務処理等の状況

定款及び規程、理事会の議案書、補助金の交付申請等関係書類、請負工事に係る契約関係書類等を調査したところ、次のような状況が見られました。

- ① 補助金交付申請等に係る決裁原議書で、文書の保存年限・廃棄年月、公開・部分公開・非公開の区分、発収番号・年月日、文書審査印、決裁印等が漏れているもの  
大谷記念美術館の処務規程、文書取扱規程、会計規程、情報公開規程等に基づき、適正な処理に努めてください。
- ② 請負工事契約書にかし担保が設定されていないもの  
かしがあった場合の請負者とのトラブルを防止し、請負者に過度の負担にならないよう、かし担保期間を設定するようにしてください。
- ③ 請負工事契約書に随意契約理由が記載されていないもの  
随意契約を行う場合は、決裁に理由と会計規程の条項番号を記載し、適正な事務処理に努めてください。

## 5 む す び

今回の財政援助団体監査においては、補助金申請関係書類、請負工事契約関係書類、収入支出関係書類、規程・要綱等の確認など、主に市補助金に係る財務事務について監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられませんでした。しかし、前述の事務処理等の状況であげたとおり、決裁原議書や請負工事契約関係書類で記載漏れ等の軽微なミスが一部に見られました。補助金は市民の税金であり透明性が求められることから、市民など第三者に対し一層の説明責任を果たせるよう努めてください。

大谷記念美術館は、日本の近代美術史に関わる展覧会をはじめ、近年ますます人気を集める絵本原画の展示、ジャンルにとらわれない絵画以外の作品の展覧会、現代の動向を捉えるような新しい美術の紹介などを行っており、エントランスロビーから流れる滝を楽しむことができ、水と緑の美しい庭園を持つ美術館として、多くの来館者に親しまれています。また、展覧会の関連事業として講演会・アーティストトーク、ギャラリートーク、ワークショップ、ミュージアム・コンサート等を実施するほか、小学校図工科の鑑賞教育活動に協力しており、27年度からは「西宮市小中学校アウトリーチ事業」の一環として市内小学校児童が展覧会を鑑賞し、作家や学芸員からレクチャーを受ける鑑賞授業を開始しています。

今後とも、市補助金を活用し、施設の安定的な管理運営と収蔵品の保存等を図るとともに芸術文化事業等の促進及び市民の芸術文化の意識の向上に寄与する取組みの推進に努めてください。